

○加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における地域防災の担い手となる「ひょうご防災リーダー」の育成を推進し、もって地域の防災力の向上を図ることについて、加西市補助金交付規則(平成30年加西市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する者、市内に所在する事務所等に勤務する者、又は市内に所在する学校に在学する者であって、市が要請する地域防災に関する啓発活動及び防災訓練の実施等地域防災力の向上に協力する者とする。

(補助金の額)

第3条 この要綱により交付する補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) ひょうご防災リーダー講座を修了した者 10,000 円
- (2) 防災士資格試験に合格した者 10,000 円
- (3) 日本防災士機構への防災士認証登録申請料

(交付申請)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 対象講座を修了したことを証する書面の写し
- (2) 防災士資格試験に合格したことを証する書面の写し(申請者が前条第2号に定める額の補助金の交付を受けようとする場合に限る。)

2 前項の申請は、対象講座を修了した日から1年以内に限り行うことができる。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 この要綱による補助金の交付は、申請者が指定する金融機関口座への振込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付申請書

令和 年 月 日

加西市長 様

氏 名 (署名)

住 所

勤務先又は通学先※ 名称：
所在地：加西市

※住所が加西市外の場合に記入

加西市ひょうご防災リーダー育成補助金の交付を受けたいので、加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項の規定により、必要所類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付請求額 金 _____ 円
- 2 添付書類 (1) ひょうご防災リーダー講座を修了したことを証する書面の写し
(2) 防災士資格試験に合格したことを証する書面の写し
(防災士資格試験に合格した者に限る。)
- 3 補助金振込先

	銀行・農協 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所	預金 種目	1 普通 2 当座
口座番号					
(フリガナ) 口座名義人					

- 4 交付要綱第2条の規定に関する同意

私は、市の要請する地域防災に関する啓発活動及び防災訓練の実施等地域防災力の向上に協力することに同意します。

氏 名 (署名)

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

加西市長

加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった加西市ひょうご防災リーダー育成補助金について、加西市ひょうご防災リーダー育成補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたのでお知らせします。

記

補助金交付決定額 _____ 円